

# 衆議院地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 4 月 5 日（金）、第 9 回の委員会が開かれました。

## 1 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 22 号）

・加藤国務大臣、赤澤財務副大臣、浜地厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）牧島かれん君（自民）、柳本顕君（自民）、河西宏一君（公明）、福田昭夫君（立憲）、一谷勇一郎君（維教）、足立康史君（維教）、岡本あき子君（立憲）、坂本祐之輔君（立憲）、藤岡隆雄君（立憲）、高橋千鶴子君（共産）、田中健君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 牧島かれん君（自民）

- (1) こどもの健診を地域間格差なく拡充する必要性
- (2) 付添犬の法廷への同伴を広げる必要性
- (3) 刑事事件における検察、警察、児童相談所等による協同面接の機会を拡充する必要性
- (4) こどもの課題早期発見にデータを活用する必要性
- (5) 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」の提出の背景
- (6) 子ども未来戦略
  - ア これまでの少子化対策との違い
  - イ 意識改革の内容
- (7) 現金給付を拡充する理由
- (8) 児童手当の所得制限を撤廃し、支給回数を増やすこととした理由
- (9) 子ども一人当たりへの給付の拡充額
- (10) 子ども・子育て支援金制度
  - ア 創設することとした理由
  - イ 実質的な負担を生じさせないという政府の説明の詳細
  - ウ 実質的な増税であるという指摘に対する見解

### 柳本顕君（自民）

- (1) 子ども・子育て政策と少子化対策の関係
  - ア 本法律案による子ども・子育て政策が少子化対策になることの確認
  - イ 子ども・子育て政策の少子化対策に対するプラス効果の検証方法
- (2) 子ども・子育て支援金制度の周知・広報の進め方
- (3) 子ども・子育て政策をユニバーサルサービスとする必要性
- (4) 子ども誰でも通園制度での受入れ施設における保育士の確保策
- (5) 保育士人件費の公定価格の地域間格差を是正する必要性
- (6) こどもの居場所づくり
  - ア 「こどもの居場所づくりに関する指針」の概要
  - イ 児童育成支援拠点事業のニーズの把握方法
- (7) ヤングケアラーに対する支援
  - ア 本法律案でヤングケアラーに対する支援が明確化されることの効果
  - イ ヤングケアラーの情報共有の在り方

### 河西宏一君（公明）

- (1) 子ども・子育て支援金の医療保険ごとの料率及び賃上げによる料率の変動の可能性
- (2) こども誰でも通園制度において月 10 時間の利用枠拡大を前倒しする必要性
- (3) 産後ケア事業
  - ア 同事業の利用をめぐる課題及び都道府県における広域的な調整を義務付けることの狙い
  - イ 本法律案により自治体独自の取組が損なわれる可能性
- (4) ヤングケアラーに対する支援
  - ア 「日常生活上の世話を過度に行っている」の定義
  - イ ヤングケアラーの当事者及び支援者への周知・啓発の方法
- (5) 妊婦支援給付金を現金給付とした理由

#### 福田昭夫君（立憲）

- (1) 少子化問題
  - ア 少子化問題が我が国の直面する最大の危機であることの確認
  - イ 少子化及び婚姻率低下の原因
  - ウ 非正規雇用問題の解決策
  - エ 非正規雇用をなくすための法改正の必要性
  - オ 年収の壁を解消する必要性
  - カ 消費税率を引き下げる必要性
  - キ こども未来戦略がこどものいる人を対象としている理由
- (2) 「加速化プラン」の財源確保
  - ア こども・子育て予算が政府が進める「人への投資」の一環であることの確認
  - イ 医療、介護等の改革で財源を捻出することの懸念
  - ウ 少子化対策の財源として増税という手法をとらないとした理由
  - エ 「加速化プラン」の財源を消費税率の引上げにより確保しようとしなかった理由
  - オ 国債が将来世代への借金の先送りであるかの確認
  - カ 「加速化プラン」の財源を子ども・子育て支援金ではなく、特例公債により確保する必要性
- (3) 子ども・子育て予算倍増
  - ア 子ども・子育て予算倍増の財源
  - イ 税制の直間比率の見直しを行う必要性

#### 一谷勇一郎君（維教）

- (1) 少子化対策は施策の効果検証が難しいことの確認
- (2) 少子化対策への雇用保険の活用
  - ア 子育て支援策として雇用保険からの給付を増やす一方で雇用保険の適用拡大をすることの是非
  - イ 財源問題を抱える雇用保険制度から子育て支援のために給付を増やすことの是非
- (3) 社会保険料における事業主負担の増加が正規雇用を減少させる可能性
- (4) 子ども・子育て支援金制度
  - ア 同制度が労使共に負担となる可能性
  - イ 医療以外の目的で労使折半とすることの是非
  - ウ 国民健康保険加入者における支援金については中低所得者の負担が大きくなることの確認
  - エ 少子化対策の財源を社会保険料とすることのデメリット
  - オ 社会保険制度では公平な応能負担とならない可能性
  - カ こども・子育て予算を保険料ではなく税により確保する必要性

## 足立康史君（維教）

### 少子化対策の財源

- ア 少子化対策の財源を消費税から充てるという三党合意と支援金制度との関係
- イ 現下の経済財政状況を踏まえて少子化対策の財源を選択する趣旨
- ウ 歳出改革の内容に照らして支援金制度の提案に至った理由
- エ 社会保障の枠組みに少子化対策が含まれるようになった経緯
- オ 本法律案に列挙した支援納付金の対象となる事業の内容
- カ 支援納付金の対象事業の選定の考え方
- キ 支援金を充てる各事業における税と社会保険料の充当比率
- ク 支援金を充てる現金給付の事業が拡大した場合に支援金から充当する可能性
- ケ 少子化対策の財源として所得・消費・資産ベースの税等を充てる場合の特質
- コ 社会保険料に頼ることで現役世代への再分配効果が低下する可能性
- サ 社会保険料を少子化対策の財源とすることの適否
- シ 少子化対策としてふさわしい歳入及び歳出の在り方を議論する必要性

## 岡本あき子君（立憲）

- (1) 子ども・子育て支援金制度
  - ア 所得階層別の負担額を示す必要性
  - イ 国民一人一人が自身の負担額を確認できるようにする必要性
  - ウ 実質的な負担は生じないという政府の説明の根拠
  - エ 1.1兆円の歳出改革の実現可能性及び負担の付け替えとなる懸念
  - オ 給付額と拠出額を国民に示して理解を得る必要性
  - カ 給付額がどのように変わるか個別の事情に応じた説明をする必要性
- (2) 医療的ケア児や障害のあるこどもへのこども誰でも通園制度の提供体制の整備及びスケジュール

## 坂本祐之輔君（立憲）

- (1) 本法律案が少子化傾向を反転でき、子育てに対する不安を取り除けるものかの確認
- (2) 加藤国務大臣の地元の山形県で異次元の地方創生という言葉にふさわしい変化があったかの確認
- (3) 少子化対策に関する加藤国務大臣の決意
- (4) 児童手当の拡充
  - ア 中学生までの支給額を据置きとすることの是非
  - イ 年齢が上がると食費も増加するかの確認
  - ウ ライフステージに応じた子育てに関する経済的支援を行う必要性
  - エ 児童手当の更なる拡充の必要性
  - オ 多子加算のカウント方法を見直し、こどもの数が同じ場合に受けられる支援の差をなくす必要性
  - カ 多子加算のカウント方法に関する保護者の意見に対する加藤国務大臣の見解
- (5) 子ども・子育て支援金制度
  - ア 負担額の分かりやすい説明の必要性
  - イ 制度の内容をありのまま国民に説明する必要性
- (6) 子育てをする者の状況によらない公平な公的支援を行う必要性
- (7) 国庫負担相当額等に関しては子育てをする者全員に育児休業給付を行う必要性

## 藤岡隆雄君（立憲）

### 少子化対策の財源

- ア 「緊急声明「子育て支援金」制度の撤回を求める」に対する大臣の見解
- イ いわゆる特別の給付に対する反対給付性の考え方
- ウ 支援金と医療保険料の関係
- エ 支援金制度における受益と負担の関係
- オ 社会保障の歳出改革において医療従事者等の賃上げ分を控除することの是非

## 高橋千鶴子君（共産）

- (1) 歳出改革
  - ア 加速化プランの公費削減効果に国民の負担増となるメニューが含まれているかの確認
  - イ 社会保障分野の歳出改革による公費節減は利用料増加であることの確認
- (2) 「実質的な負担」はないとする社会保障負担率の計算に窓口負担が含まれていないことの確認
- (3) 子ども・子育て支援特例公債の償還計画及び加速化プランへの影響
- (4) 公的年金制度
  - ア 公的年金の支給額が物価上昇に追いつかないとの指摘に対する政府の見解
  - イ 物価上昇を前提とした財政検証の問題点
- (5) こどもの国民健康保険料均等割を廃止する必要性及び軽減・減免制度を設けている自治体数
- (6) こどもの貧困と格差に対する大臣の認識
- (7) 加速化プランに盛り込まれなかった施策の実現に向けた今後の検討
- (8) 児童扶養手当
  - ア 所得制限限度額の引上げにより支給額が増加となる人数及び 385 万円を満額支給の所得上限とした場合における予算増加額
  - イ 現況届の提出件数及び支給開始 5 年経過により一部支給停止となった人数
  - ウ 支給開始 5 年経過による一部支給停止措置を廃止する必要性
  - エ 遺族年金との併給を認める必要性

## 田中健君（国民）

- (1) 伴走型相談支援
  - ア 妊娠期からの切れ目のない支援体制の強化に向けた具体策
  - イ こども家庭支援センターの設置状況及び現在の実施状況
  - ウ 妊娠期からの切れ目のない支援を実効的に行う必要性
- (2) 一時預かり事業
  - ア 国庫補助を引き上げる必要性
  - イ こども誰でも通園制度を前提とした上での事業の在り方
- (3) 経営情報の継続的な見える化
  - ア 保護者・保育者などの多面評価を取り入れる必要性
  - イ 英国「Ofsted」を参考に監査・評価の仕組みの改善に取り組む必要性
- (4) 出生後休業支援給付
  - ア 男性の育児休業取得日数を 14 日以上とした理由
  - イ 男性の育児休業取得状況の変化に応じて給付要件を見直す必要性